

相原駅周辺地区バリアフリー基本構想
【改定版】

2024年3月

町 田 市

目 次

1. 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定について	1
2. 相原駅周辺地区の現状と課題	3
(1) 地区の概況	3
(2) 上位計画・関連計画	6
(3) バリアフリーの視点における地区の課題	15
3. 相原駅周辺地区における移動等円滑化の基本理念及び方針	16
(1) 基本理念	16
(2) 基本方針	16
4. 重点整備地区の区域・生活関連施設・生活関連経路	18
(1) 重点整備地区の区域	18
(2) 生活関連施設	19
(3) 生活関連経路	20
5. 基本構想で取り組む内容	23
(1) バリアフリー基本構想の取り組み（事業）一覧	23
(2) 特定事業	25
(3) ソフト対策事業	34
6. バリアフリー部会でのその他意見	37
7. 巻末資料	38
(1) 第12期町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会・部会員名簿 ..	38
(2) 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想改定検討の経過	39
(3) 市民意見募集結果	39
(4) 用語解説	40

1. 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定について

町田市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、生活利便施設が集まる鉄道駅周辺等での連続的・面的なバリアフリー化を推進するため、2011年に「市内全域の移動等円滑化の全体方針」を策定しました。

この方針に基づき、相原駅周辺地区において2013年12月に「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー環境の整備を進めてきました。

「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の策定後、相原駅西口地区では2014年に策定した「町田市相原駅西口地区まちづくり構想」を踏まえ、2015年に「相原駅西口地区地区計画」の決定及び用途地域等の変更を行うとともに、2016年に相原駅西口駅前広場とそれに接続する都市計画道路の供用を開始しています。

また、相原駅東口地区では大戸踏切立体交差（町田都市計画道路3・3・36号相原鶴間線）事業に合わせて、より快適な道路ネットワークの形成を図るため、町田街道から駅東口へのアクセス路と相原駅東口駅前広場の整備が進められています。また、地区周辺の賑わいや商業の拠点であった機能を取り戻すため、改めて土地利用の再配置を行うとともに、生活中心地にふさわしい機能の集積を図り、地区一帯の賑わいを担う拠点としてのまちづくりを行うため、2020年に策定した「町田市相原駅東口地区まちづくり構想」を踏まえ、2021年に「相原駅東口地区地区計画」の決定及び用途地域等の変更を行いました。

国においては、障害者権利条約の締結や障害者基本法等の法整備、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、2018年と2020年にバリアフリー法が一部改正（P.2参照）され、共生社会の実現や社会的障壁の除去が理念に明示されるとともに、建築物等の新設の際のバリアフリー基準適合義務の対象拡大（公立小中学校の特別特定建築物への追加等）や、バリアフリー基本構想に記載する内容として「心のバリアフリー」に関する事項（教育啓発特定事業）の追加等が行われました。

これらの地区の状況変化や法改正の動向等を踏まえ、2023年度に「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定を実施しました。

【バリアフリー法改正の概要】

〈2018年のバリアフリー法改正の概要〉

1. 理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化
- 国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援を明記

2. 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- 駅員による介助や職員研修等のソフト対策のメニューを新たに提示
- 公共交通事業者等に対し、計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け

3. バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、バリアフリーの方針を定める「マスタープラン制度」を創設

4. 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 公共交通機関に加え、道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化
- バリアフリーの取組について、障害者等の参画の下、評価等を行う会議を設置

〈2020年のバリアフリー法改正の概要〉

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対して、ソフト基準の遵守を義務付け
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障がい者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加

【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】

- バリアフリー基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項（教育啓発特定事業）を追加

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 新設の際のバリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加（既設のものは基準適合努力義務）

資料：国土交通省資料より抜粋

2. 相原駅周辺地区の現状と課題

(1) 地区の概況

① 位置等

- ・相原駅周辺地区は、市の北西部に位置し、北は八王子市、南は相模原市に接している地域です。
- ・地域の北側は七国・相原特別緑地保全地区や相原中央公園などの丘陵地で、南側には境川が流れています。
- ・「絹の道」と呼ばれた町田街道によって八王子市などと繋がっており、1908年にはJR 横浜線相原駅（以下、相原駅）が開設されるなど、比較的早い時期に街が形成されました。
- ・2000年には駅舎が改築され、2016年には西口の駅前広場や都市計画道路が供用開始されています。また、相原駅南側にある町田街道の大戸踏切において、立体交差化事業が進められています。それに伴い、町田街道から駅東口へのアクセス路と相原駅東口駅前広場の整備が進められています。

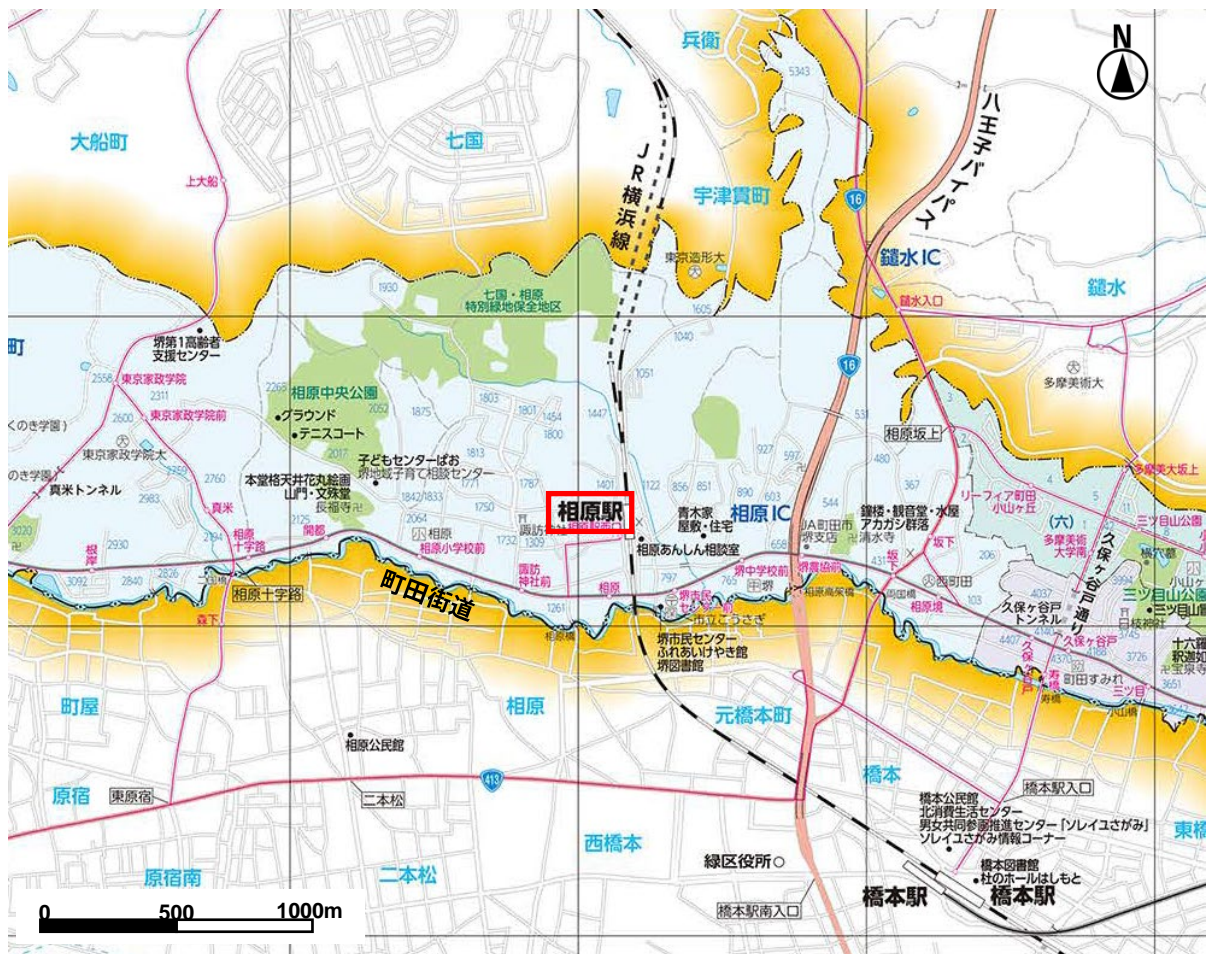


図1 相原駅周辺の状況

出典：まちだガイド

② 人口

- ・総人口は約 7,400 人（推計）で、バリアフリー基本構想策定時より若干の減少傾向がみられます。一方、後期高齢者人口が約 500 人増加しており、高齢化が進んでいます。

表 1 重点整備地区における地区内の人口（推計）

相原駅周辺地区	総人口(人)	高齢者(65歳以上)		後期高齢者(75歳以上)	
		人口(人)	高齢化率	人口(人)	後期高齢化率
2013年度基本構想策定時 (2013年1月1日)	7,600	1,900	25%	800	11%
2023年度基本構想策定時 (2023年1月1日)	7,400	2,300	31%	1,300	18%

資料：町田市町丁別男女別年齢別人口（町田市）（2023年1月1日現在）

相原駅周辺地区バリアフリー基本構想（町田市）（2013年12月）

※地区の範囲については交通拠点施設等を中心に半径1kmとしており、町丁目内で範囲の内外にわかるため、人口については、建物の密集状況、面積等を考慮して補正した概ねの人口。

③ 交通

【鉄道】

- ・JR 横浜線相原駅があり、町田駅まで所要時間は約 20 分です。
- ・相原駅の1日の平均乗降人員は15,042人で、2012年度より26%減少しています。

表 2 1日の平均乗降人員（人/日）

相原駅周辺地区	2023年度基本構想改定時 (2021年度実績)	2013年度基本構想策定時 (2012年度実績)	増減	増減率
JR横浜線相原駅	15,042	20,392	-5,350	-26%

資料：東日本旅客鉄道株式会社HP

相原駅周辺地区バリアフリー基本構想（町田市）（2013年12月）

※乗車人員を2倍し乗降人員とした。

表 3 年度別1日の平均乗降人員（人/日）

年度	1日の平均乗降人員
2012年度	20,392
2013年度	20,842
2014年度	20,286
2015年度	20,640
2016年度	21,220
2017年度	21,294
2018年度	21,234
2019年度	20,814
2020年度	11,570
2021年度	15,042

資料：東日本旅客鉄道株式会社HP

※乗車人員を2倍し乗降人員とした。

【道路】

- ・ 地区内を東西に町田街道（都道）が通っています。
- ・ 2016年に、駅西口において駅前広場と都市計画道路（市道）が供用開始されています。

【バス路線】

- ・ 町田街道がバスルートになっており、橋本駅方面や法政大学、東京家政学院大学方面と結ばれています。一部の系統は相原駅西口から発着しています。
- ・ 運行するバス事業者は、全て神奈川中央交通株式会社です（路線バス8系統、町田市民バス1系統）。

表4 バス系統数

バス停	2023年度基本構想改定時 (2023年度実績)	2013年度基本構想策定時 (2012年度実績)
相原	6系統	9系統
相原駅西口	6系統	—
計	9系統 [※]	9系統

資料：神奈川中央交通株式会社HP

※重複の系統は除く。

(2) 上位計画・関連計画

① 上位計画の位置づけ

- ・相原駅周辺は、町田市都市づくりのマスタープラン（2022年3月策定）において、「生活拠点」及び「連携拠点」に位置づけられています。

表5 町田市都市づくりのマスタープランにおける相原駅周辺地区の位置づけ

■将来のまちの“つくり”		
生活拠点 ○相原駅 周辺	・相原駅周辺は、町田街道と鉄道との立体交差化などにより、地域の骨格となる道路網の構築を促進・推進するとともに、地域を支える生活利便施設を充実させることで、市内外の人が集い、自然や歴史・文化に触れながら学び楽しめる拠点を目指します。	
連携拠点 ○多摩境駅・相原駅・橋本駅の各駅周辺	・開業が予定されているリニア中央新幹線の神奈川県駅（橋本駅）と隣り合う、相原駅及び多摩境駅の各駅周辺が連携し、リニア中央新幹線の開業により大きく変化する人やモノの流れを活かしたまちの形成を目指します。	
■まちの“つくり”（拠点と軸の図）		
【拠点】 <ul style="list-style-type: none"> 広域都市拠点 にぎわいとみどりの都市拠点 活動とみどりの都市拠点 生活拠点 連携拠点 周辺拠点 	【都市活動軸】 <ul style="list-style-type: none"> 広域連携軸 都市骨格軸 拠点連携軸 	【みどりの軸】 <ul style="list-style-type: none"> 広域みどり軸 みどりの連携活動軸 水の活動軸

- ・「生活拠点」に位置づけられている相原駅周辺は、都市計画の方針において、「身近な駅周辺の“暮らしのかなめ”」として、「日々の暮らしを支えることに加えて、郵便局や銀行、学習塾や習い事の場、医療施設やスポーツジムなど、日常生活の中で必要な用事や目的を果たすための場の形成」を方針としています。

表6 地域類型別の「暮らしのかなめ」の方針について

<p>住宅・商業共存地</p> <p>暮らしを支える複合地</p> <p>住宅地内 下山崎 葉師台 金井 藤の台 三輪緑山 南大谷 森野 西成瀬 金森 木曾東</p> <p>主要な街道等の沿道 町田街道 芝溝街道 鎌倉街道 等</p>	<p>住宅地内や通り沿いの「暮らしのかなめ」</p> <p>スーパーやコンビニ、かかりつけの医院、お気に入りのカフェやパン屋、行きつけのごはん屋など、地域に根付いたお店等を維持・育成します。</p> <p>また、子育てファミリーが集まる場所に使ったり、空き地で小さなマルシェを開いたり、多機能にみんなが使いこなせる場を形成します。</p>
<p>商業業務地（都市拠点）</p> <p>町田駅周辺 鶴川駅周辺 南町田グランベリーパーク駅周辺 多摩境駅周辺 忠生周辺</p>	<p>主要な駅周辺の「暮らしのかなめ」</p> <p>町田駅や南町田グランベリーパーク駅などのように、大きな拠点として魅力と活力にあふれた場所であると同時に、周辺の住宅地で生活する市民にとって日々の暮らしを支える場を形成します。</p>
<p>生活利便性を支える商業地</p> <p>真光寺広袴 鶴川団地 忠生・根岸 成瀬台 つくし野駅 すずかけ台駅</p> <p>生活拠点</p> <p>相原駅 成瀬駅 玉川学園前駅 木曾山崎</p>	<p>身近な駅周辺の「暮らしのかなめ」</p> <p>通勤や通学で駅を利用したり、バスなどで他の目的地に移動する人たちも集まります。</p> <p>日々の暮らしを支えることに加えて、郵便局や銀行、学習塾や習い事の場、医療施設やスポーツジムなど、日常生活の中で必要な用事や目的を果たすための場を形成します。</p>

資料：町田市都市づくりのマスタープラン（2022年3月）

② 関連計画の概要

- ・相原駅周辺では、2006年から地域住民等との協働により駅周辺のまちづくりについて検討を進めてきました。2013年度からは駅東西の諸課題に対応するため、「相原駅西口まちづくり検討会」及び「相原駅東口まちづくり検討会」を設置し、将来のまちづくりに向けた検討を進めてきました。

ア. 相原駅西口のまちづくり

相原駅西口のまちづくりは、相原らしい活気と生活拠点にふさわしい土地利用を誘導するため、地権者等と市が協働で進めてきました。

2014年に「町田市相原駅西口地区まちづくり構想」を策定し、2015年に「相原駅西口地区地区計画」の決定及び用途地域等の変更を行いました。2016年には、駅前広場や都市計画道路の供用を開始しました。

【町田市相原駅西口地区まちづくり構想】

■まちづくりの目標・方向性

まちづくりの目標
誰もが安心して住み続けられ、訪れたい活気と魅力のあるまち

まちづくりの方向性1 生活利便性の高いまちづくり
地区内外の市民の日常生活を支える生活中心地として、魅力ある商業施設の集積を図り、新たなにぎわいを作ります。

まちづくりの方向性2 周辺から訪れたい活気のあるまちづくり
地区外から訪れたい、住みたい、歩きたいような地区の魅力を作ります。

まちづくりの方向性3 誰もが安心して暮らせるまちづくり
高齢者はもちろん、若い世代も安心して暮らせるまちづくりやコミュニティの形成を図ります。

■相原駅西口地区の整備方針

●生活中心地としての拠点形成

市民の日常生活を支える生活中心地として、地区内外の良好な居住環境の維持、保全を配慮しながら、魅力ある商業機能の集積などにより「にぎわいの拠点」を形成します。

●交通結節点及び交通ネットワークの形成

町3・4・47号線、町3・4・49号線、町3・3・36号線などの整備や、区画道路を配置し、交通結節点及び交通ネットワークを形成します。

●良好な住環境の形成

建築物等に関する用途の制限、敷地面積の最低限度、高さの最高限度を定め、地区内外の良好な住環境を形成するとともに、地域の憩い・コミュニティ活動の場の形成に努めます。

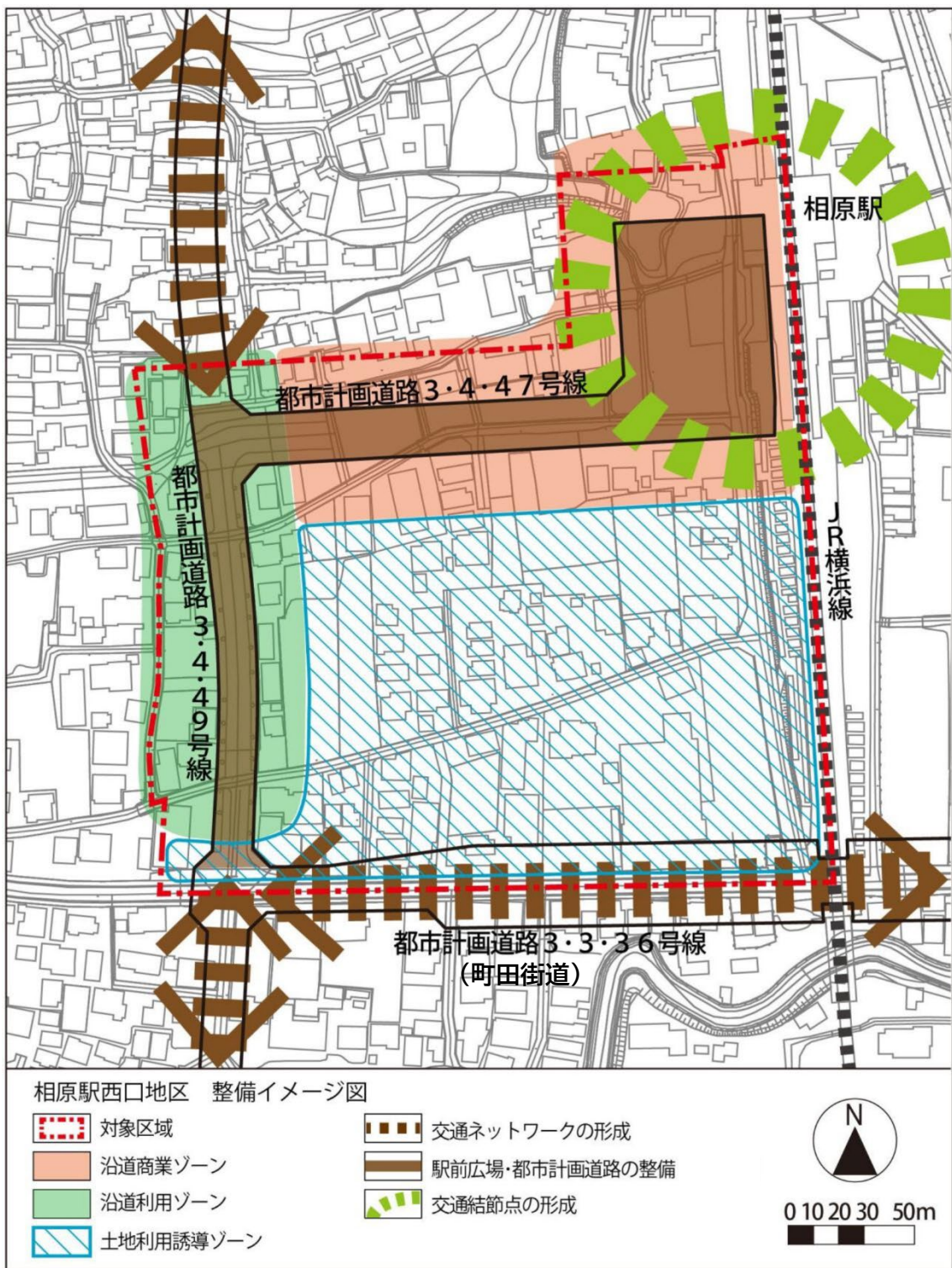


図2 相原駅西口地区 整備イメージ図

資料：町田市相原駅西口地区まちづくり構想（2014年12月）

イ. 相原駅東口のまちづくり

相原駅東口地区は、町田街道の立体交差化事業に伴い、町田街道から駅東口にアクセスする道路が利用できなくなる等、交通状況が大きく変わります。そのため、駅前広場や駅への新たなアクセス路等を整備し、これに併せたまちづくりを進めています。

2020年3月に「町田市相原駅東口地区まちづくり構想」を策定し、2021年1月に「相原駅東口地区地区計画」の決定及び用途地域等の変更を行いました。

現在、駅東口へのアクセス路と相原駅東口駅前広場の整備を行うため、用地取得等を進めています。

【町田市相原駅東口地区まちづくり構想】

■まちづくりの目標・方向性

まちづくりの目標 基盤整備にあわせた土地利用促進による生活に便利で賑わいのあるまちづくり

まちづくりの方向性1 駅前地区としての拠点を形成

市民の日常生活を支える地域の顔としてふさわしい駅前広場を整備するとともに、魅力ある商業機能の集積などにより「賑わいの拠点」を形成し、地域の憩い・コミュニティ活動の場を形成します。

まちづくりの方向性2 交通ネットワークの形成

東口駅前広場と町田街道等の地区南北を結ぶ快適な交通ネットワークを形成し、生活中心地にふさわしい土地利用の再編を図ります。あわせて、地区の賑わいや地域文化資源を感じながら、歩いて楽しめるまちとするため、ゆとりある歩行空間や滞在空間を創出し、安全・安心な歩行者ネットワークを形成します。

まちづくりの方向性3 良好な居住環境の形成

貴重な地域文化資源を保全・活用し良好な住宅市街地を形成します。また、生活中心地に相応しい街並み景観を形成するとともに、商業機能と居住環境が調和した良好な居住環境を形成します。

■相原駅東口地区の整備方針

現在整備中の町3・3・36号相原鶴間線（町田街道）立体交差化事業に合わせて、新たなアクセス路の整備とともに地区内の都市基盤の改善を進め、交通環境の向上を図ります。また、駅前や新たなアクセス路沿道における賑わい形成に向けた土地利用を誘導し、商業環境や住環境を整備するとともに、駅前拠点を形成していきます。

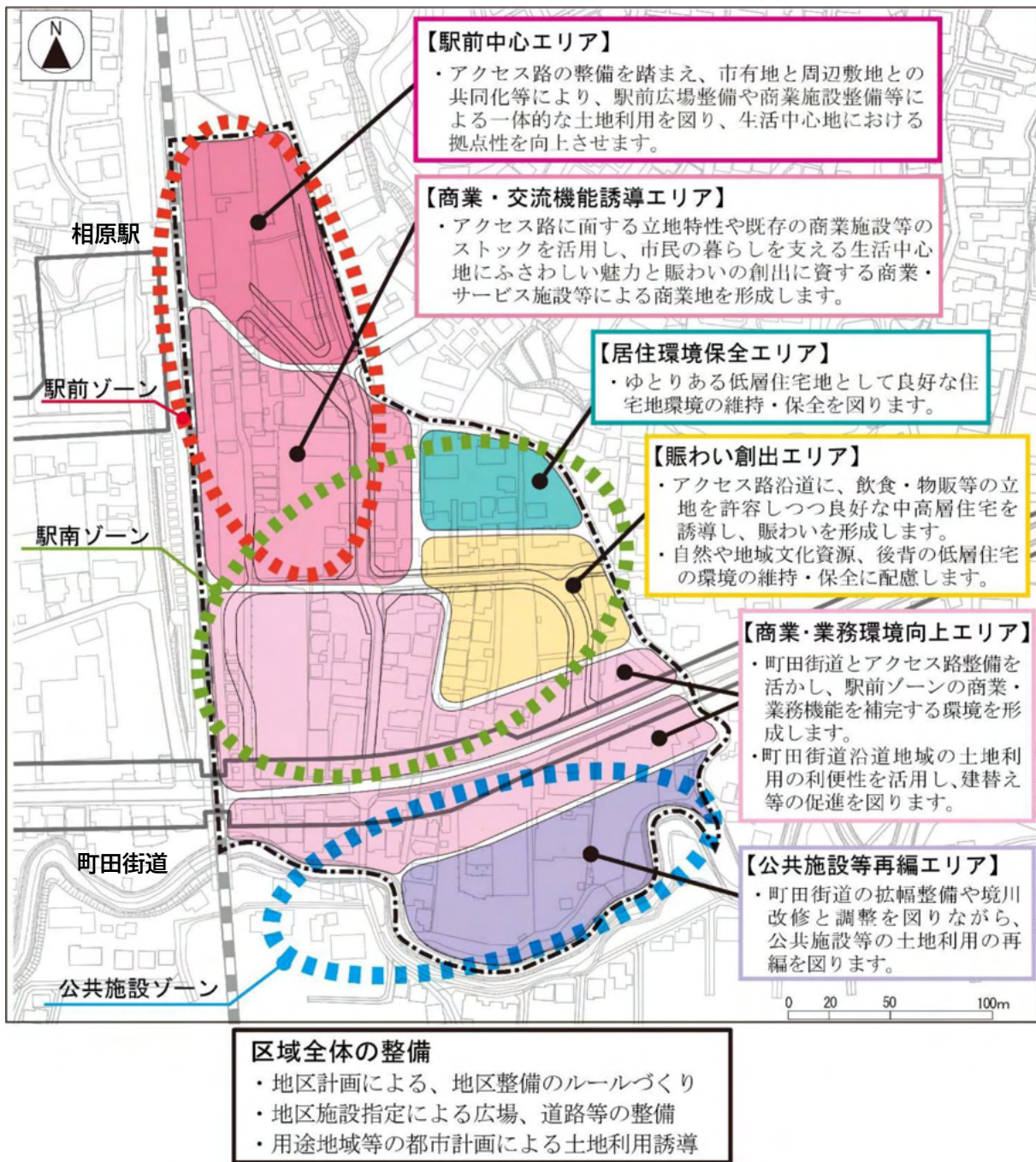
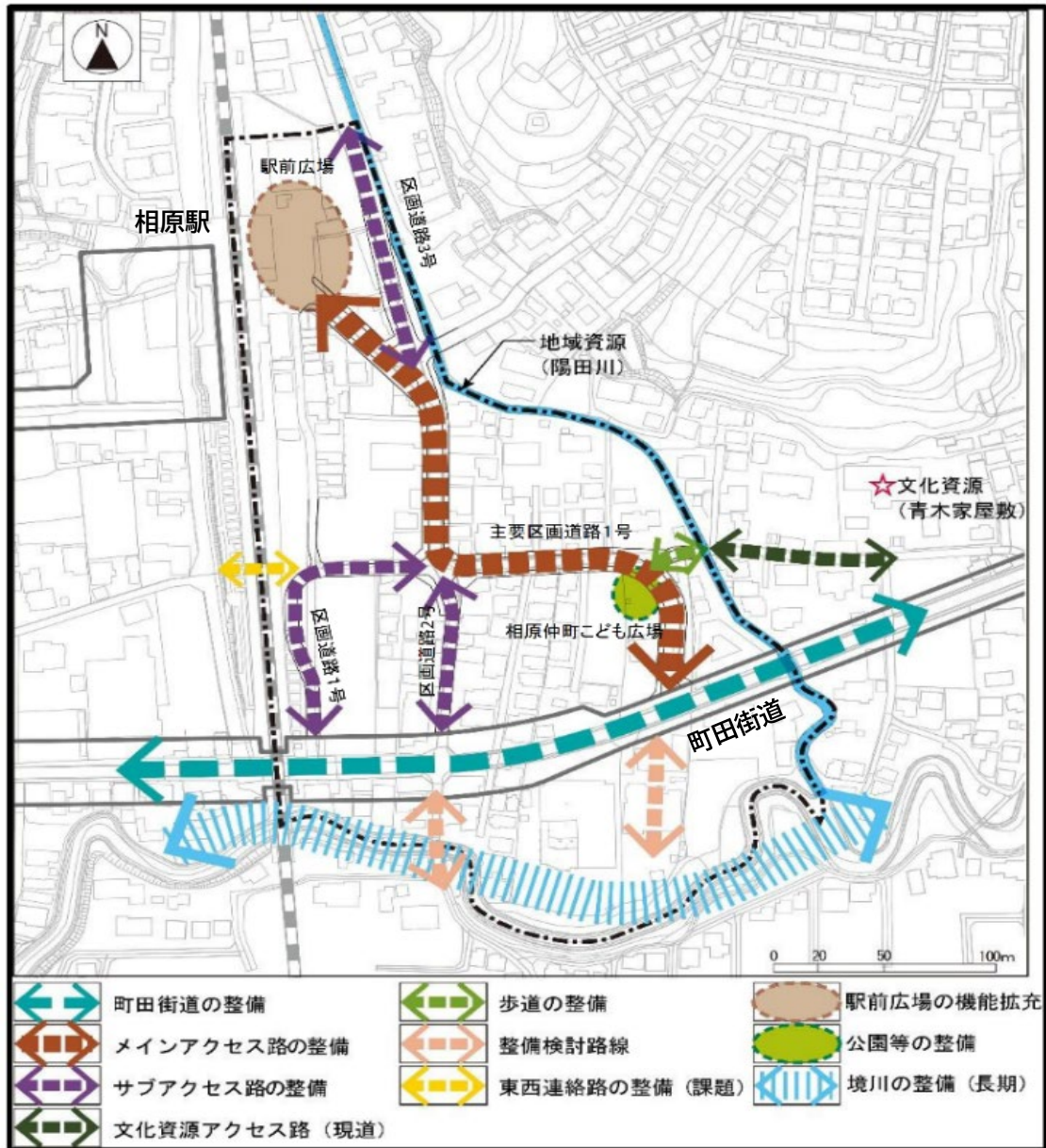


図3 相原駅東口地区 ゾーン別整備の方針

資料：町田市相原駅東口地区まちづくり構想（2020年3月）

【相原駅東口地区へのアクセス路の整備】

- ・町田街道から相原駅東口へのメインアクセス路として、幅員 12mの「主要区画道路 1号」を整備し、この主要区画道路 1号に接続する生活道路として、幅員 6 mの「区画道路 1号、2号、3号」を整備します。

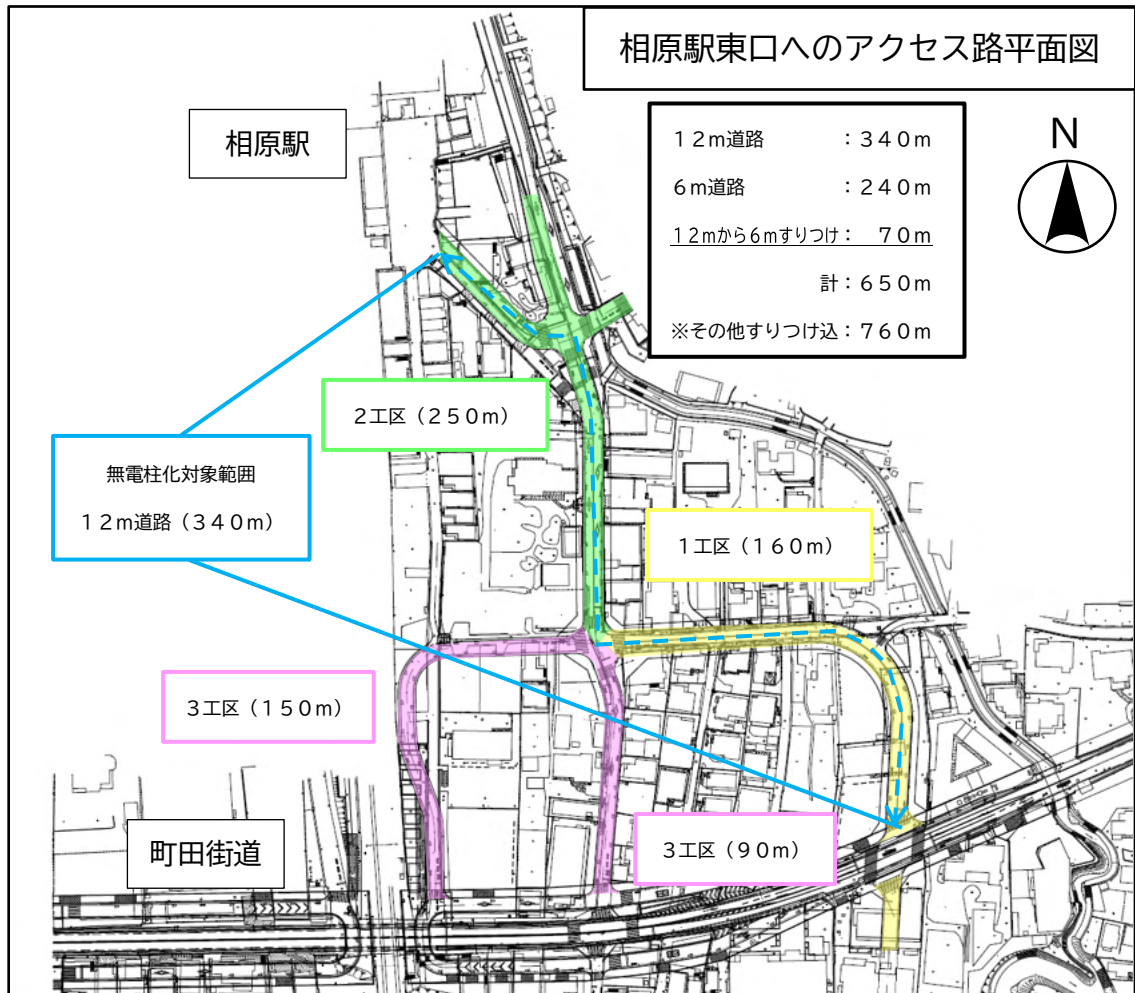


<ul style="list-style-type: none"> ● 主要区画道路1号 (拡幅一部新設) 幅員12m 延長 約 320m ● 区画道路1号 (拡幅一部新設) 幅員 6m 延長 約 140m ● 区画道路2号 (拡幅) 幅員 6~11m 延長 約 80m 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区画道路3号 (拡幅) 幅員 6~12m 延長 約 120m ● 駅前広場 (拡幅) 幅員 22~50m 面積 約1500㎡ ● 1号公園 (新設) 面積 約300㎡
--	--

図4 相原駅東口へのアクセス路

資料：相原駅周辺まちづくりニュース vol.19 (2021年12月)

- ・大戸踏切の立体交差化事業により相原駅入口交差点が使用できなくなることを見越し、1工区（黄色で着色）、2工区（緑色で着色）から優先的に整備を進めていき、歩道及び電線共同溝の整備を予定しています。
- ・3工区（桃色で着色）については、1工区、2工区に続き整備を進めていく予定です。



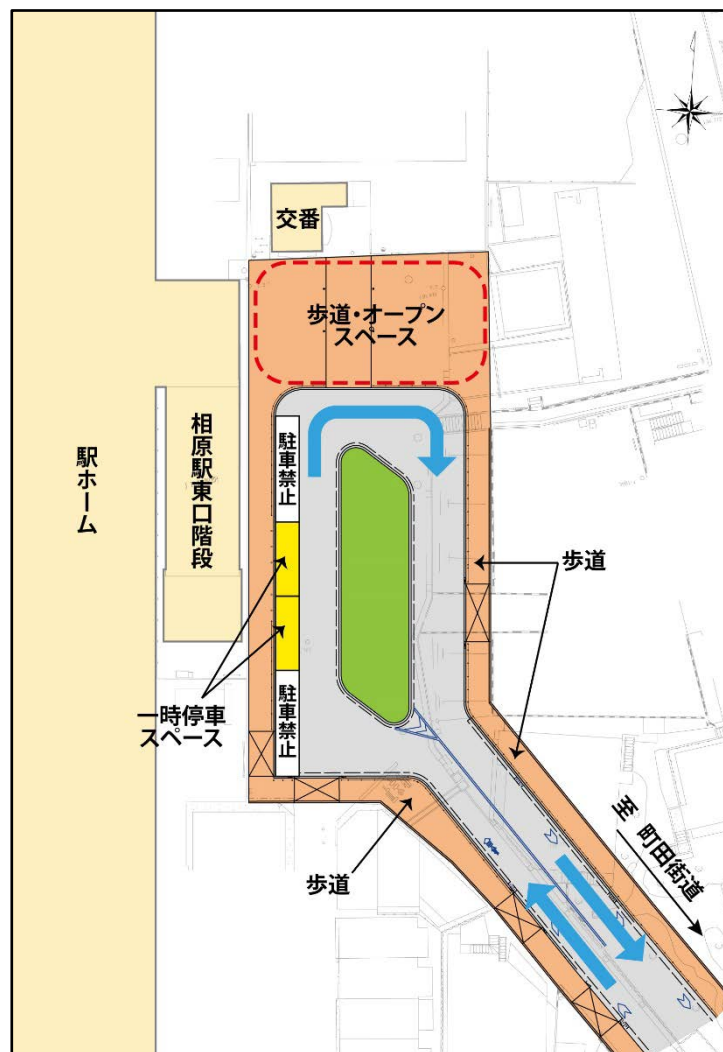
※計画図であり、完成とは異なる場合があります。

図5 相原駅東口へのアクセス路平面図

資料：相原駅周辺まちづくりニュース vol.19 (2021年12月)

【相原駅東口駅前広場の整備】

- ・現在の相原駅東口駅前広場は、アクセス道路の起終点となる駅前広場としての歩行環境や車両が安全に通行するための環境が整っていません。そのため、安全な交通環境を整えるために市が整備を行います。
- ・広場には、ゆとりある空間を設けることにより、地縁によるコミュニティや近隣大学との交流づくりを促進し、多世代が関わりを持ちながら、いきいきと活動できる空間を創出します。



※計画図であり、完成とは異なる場合があります。

図6 相原駅東口駅前広場整備案

資料：相原駅周辺まちづくりニュース vol.19 (2021年12月)

(3) バリアフリーの視点における地区の課題

バリアフリー基本構想の改定にあたって、相原駅周辺地区におけるバリアフリーの視点からの問題点や課題を把握するため、「町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会」においてまち歩き点検現地調査を実施しました。

【まち歩き点検現地調査実施概要】

日 時	2023年8月18日（金）10:00～14:30	
場 所	重点整備地区内（相原駅周辺地区）	
目 的	生活関連施設と生活関連経路を中心にバリアフリーの視点から点検し課題を把握するため。	
参加者	学識経験者（2名） 町田市身体障害者福祉協会（4名） 町田市聴覚障害者協会（2名）	町田市障がい児・者「親の会」連絡会（1名） 町田市老人クラブ連合会（2名） 町田市相原地区連合町内会（2名）
		
	まち歩き点検の様子	
		まち歩き点検時のワークショップの様子

まち歩き点検現地調査結果から整理した主な課題は、以下のとおりです。

【主な課題】

駅	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームドアの設置 ○駅員不在の時間帯の介助が必要な場合の対応
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ○広場内のサインの充実
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道がない道路や歩道幅員が狭い道路の改良 ○横断歩道への音響式信号の設置 ○エスコートゾーンの改良 ○踏切部歩道における視覚障がい者の誘導 ○駅や施設を案内するサインの充実
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口の段差解消 ○トイレ内の設備の充実 ○施設内のサインの充実
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○バス停へのバス車両の正着 ○道路築造等の事業が完了するまでのバリアフリー対策

3. 相原駅周辺地区における移動等円滑化の基本理念及び方針

相原駅周辺地区の現状やバリアフリーの視点における課題を踏まえ、相原駅周辺地区における移動等円滑化の目指す姿を示す「基本理念」と、その基本理念を達成するための「基本方針」を示します。

(1) 基本理念

相原駅周辺地区には、約 15,000 人／日の乗降客が利用する JR 横浜線相原駅があります。駅西口の駅前広場は、橋本駅方面や法政大学・東京家政学院大学方面へ向かう路線バスが発着しており、多くの人が集まる交通結節点となっています。

相原駅周辺地区は、「町田市都市づくりのマスタープラン」において「生活拠点」に位置づけられ、「身近な駅周辺の“暮らしのかなめ”」として日々の暮らしを支えることに加えて、郵便局や銀行、医療施設など、日常生活の中で必要な用事や目的を果たすための場となることが望まれています。

これらの背景を踏まえ、相原駅周辺地区における移動等円滑化の方向性を示す基本理念を次のとおり設定します。

高齢者、障がい者、子ども、来訪者など、だれもが鉄道やバスを利用しやすく、日常生活を安全・安心に過ごせるまちを、多様な主体の連携や協働によって目指します。

(2) 基本方針

基本理念を達成するため、4つの基本方針を設定します。

【基本方針1】

○だれもが安全・安心に移動でき、施設が利用しやすいハード面の取り組みを進めます

- ・多くの方が利用する交通結節点である相原駅において、駅の構内や東西の駅前広場への移動をスムーズにできるようにします。
- ・相原駅から各生活関連施設への生活関連経路を、安全・安心に、わかりやすく移動できるようにします。
- ・生活関連施設においては、誰もが利用しやすい施設内の整備を行います。

〈基本方針1に基づく取り組み〉

- ・公共交通特定事業 (P.25～26)
- ・道路特定事業 (P.27～28)
- ・建築物特定事業 (P.29～31)
- ・交通安全特定事業 (P.32)

【基本方針 2】

○ハード面の対策に加えソフト面からも移動や施設利用がしやすくなるよう、バリアの解消に向けた取り組みを進めます

- ・ハード面の対策が難しい箇所等においても、人的な補助や支援等のソフト面での対策を行うことで、バリアの解消を図ります。また、ソフト面の対策を実施する際は、必要となる事前の環境整備^{*}について検討したうえで行います。
- ・可能な箇所ではハード面とソフト面の対策を組み合わせることで、より円滑に移動や施設利用ができるようにします。

※「目の不自由な人のための点字や拡大版のメニュー表を用意する」「障がいがある人への人的な支援方法等についての社員研修を行う」「コミュニケーションボード（指さしで意思疎通が図れるボード）を用意しておく」などソフト面の対策をする前の準備をいいます。

〈基本方針 2 に基づく取り組み〉

・ソフト対策事業（P.34～35）

【基本方針 3】

○地区のバリアフリー化の推進にあたり、バリアフリーに関する意識の向上につながる取り組みを進めます。

- ・地区でハード面、ソフト面のバリアフリー化の取り組みを進めていくにあたり、地域の方や生活関連施設職員等のバリアフリーの意識向上につながる普及啓発（教育啓発特定事業）に取り組めます。

〈基本方針 3 に基づく取り組み〉

・教育啓発特定事業（P.33）

【基本方針 4】

○多様な主体が地区のバリアフリー化の状況を共有しながら、バリアフリーの取り組みを進めます

- ・市民、事業者、行政等の多様な主体が地区のバリアフリー化の状況を共有しながら、生活関連施設と生活関連経路のバリアフリーの連続性を確保するなど、バランスの取れたバリアフリー化に努めます。
- ・今後予定されている整備等にあたっては、バリアフリー基本構想を参考に進めていくとともに、地区のバリアフリー化の状況に留意しながら事業を進めます。

〈基本方針 4 に基づく取り組み〉

・基本構想全事業
・重点整備地区内で実施される
その他の整備事業

4. 重点整備地区の区域・生活関連施設・生活関連経路

相原駅周辺地区では、2013年度以降、駅の西口と東口の地区ごとに「まちづくり検討会」を設置し、将来のまちづくりに向けた検討を進めてきました。

駅西口では、2016年に西口駅前広場や都市計画道路の供用を開始しています。また、駅東口では、町田街道の立体交差化事業に併せて、東口へのアクセス路と東口駅前広場の整備が進められています。

これらのまちづくりや基盤整備の動きを踏まえ、相原駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の区域・生活関連施設・生活関連経路の設定を行いました。

(1) 重点整備地区の区域

重点整備地区の区域は、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に示す以下の条件に従い、駅東西のまちづくりの動きを踏まえ、バリアフリー基本構想策定時の重点整備地区の区域から変更します。(P.21 図7参照)

【重点整備地区の区域設定の考え方】

- 都市機能（業務・商業施設等）が集積している範囲
- 高齢者・障がい者等を含めた不特定多数の人が利用する施設（官公庁施設、福祉施設等）を含む範囲
- 一般的な徒歩圏域：相原駅を中心として半径 0.5km 内圏域の各施設が集積するエリア

【変更内容】

- ・相原駅西口地区及び東口地区のまちづくり構想で定められている区域を追加
- ・新たに追加した生活関連施設等をはじめ、生活関連施設の周辺区域を追加

【重点整備地区 対象面積】

相原駅周辺：約 22.0 ha

（全域：約 14.0 ha（策定時）⇒ 約 22.0 ha（改定））

(2) 生活関連施設

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」を踏まえ、駅周辺 0.5 km圏域を対象に、官公庁施設（市役所等）、福祉施設（老人福祉施設、障がい者福祉施設等）の他、高齢者、障がい者等の不特定多数の利用が多いと考えられる図書館等を生活関連施設として設定します。

また、2020 年のバリアフリー法改正において新設の際に移動等円滑化基準への適合義務が課される特別特定建築物に「公立の小中学校等」が追加されたことや、国の「学校施設バリアフリー化推進指針」などを踏まえ、生活関連施設に指定避難場所としても指定されている市立中学校を追加します。(P.21 図7参照)

表7 生活関連施設一覧（相原駅周辺地区）

分類	生活関連施設名
特定旅客施設	JR横浜線相原駅
市役所・市民センター等	堺市民センター
福祉施設	高齢者福祉センターふれあいけやき館
	相原あんしん相談室（追加）
	まちだ福祉〇(まる)ごとサポートセンター堺（追加）
文化・学習・スポーツ・レクリエーション施設	堺図書館
郵便局	町田相原郵便局
その他の施設	相原駅前交番
銀行等	JA町田市堺支店
	きらぼしラウンジ相原
市立中学校	堺中学校（追加）

(3) 生活関連経路

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」に示す以下の条件等と駅東西のまちづくりの動きを踏まえ、生活関連経路を設定します。

2016年に供用開始した西口駅前広場及び都市計画道路と、2027年度の整備完了を目指し整備が進められている東口へのアクセス路及び東口駅前広場を生活関連経路に追加します。また、新たに追加した生活関連施設と相原駅を結ぶ経路を生活関連経路に追加します。(P.21 図7参照)

【生活関連経路の設定】

- 主要な生活関連施設間を結ぶ最短経路を優先的に選定
- その他生活関連施設へのアクセス経路を追加

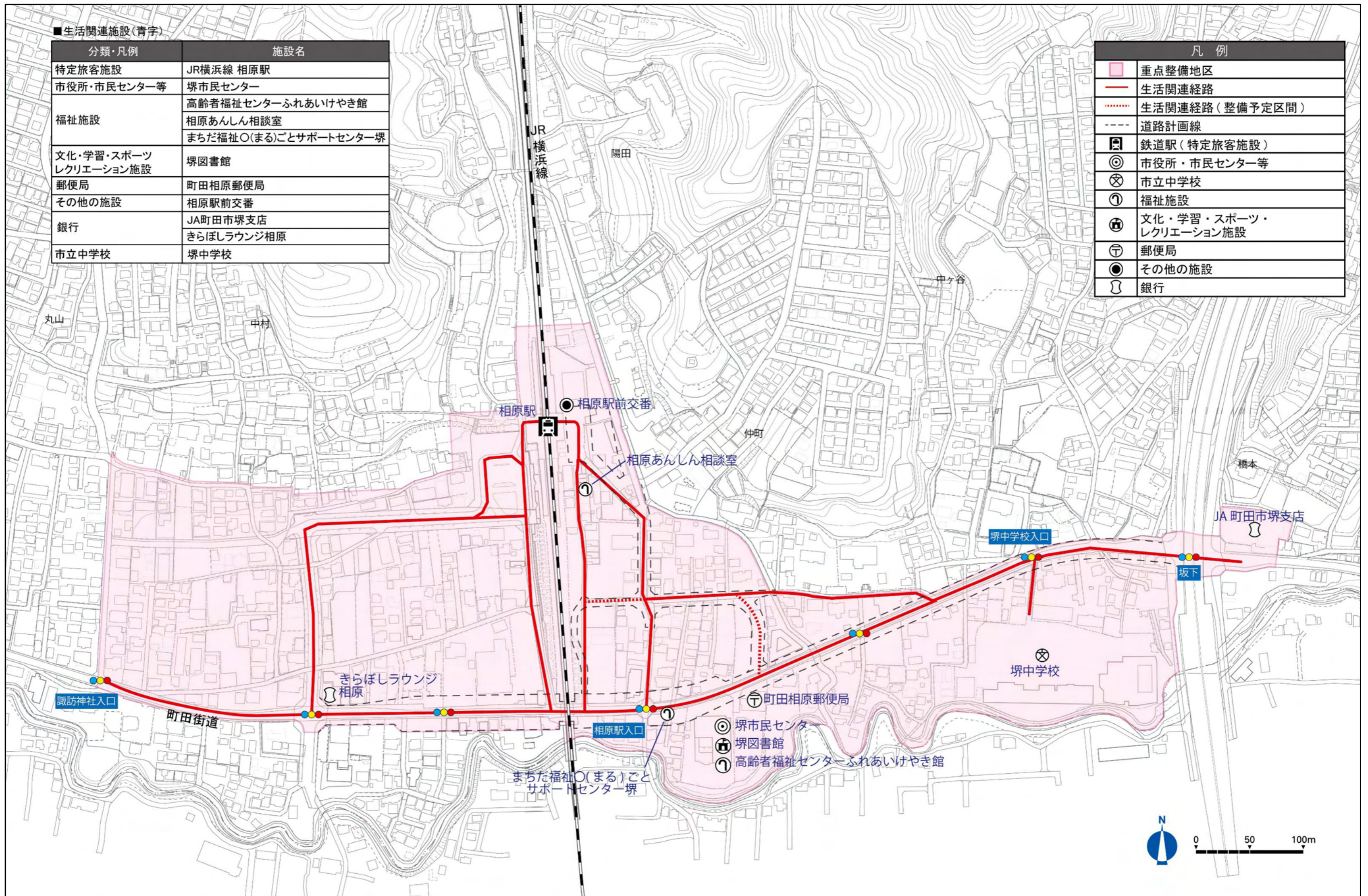


図7 相原駅周辺地区における重点整備地区の区域・生活関連施設・生活関連経路の設定

5. 基本構想で取り組む内容

(1) バリアフリー基本構想の取り組み（事業）一覧

		基本方針 1				基本方針 3	基本方針 2
		基本方針 4					
		特定事業					ソフト対策 事業
		公共交通	道路	建築物	交通安全	教育啓発	
		P.25～26	P.27～28	P.29～31	P.32	P.33	
		ハード事業				ソフト事業	
施設設置 管理者名	町田市（教育委員会を含む）		○	○		○	○
	東京都		○				
	東日本旅客鉄道株式会社	○				○	
	神奈川中央交通株式会社	○				○	○
	町田駅周辺タクシー待機 運営協議会					○	
	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会			○		○	○
	東京都公安委員会				○		
	日本郵便株式会社 町田相原郵便局					○	○
	株式会社きらぼし銀行					○	○
	町田市農業協同組合					○	

(2) 特定事業

各特定事業は、今回見直した新たな生活関連施設や生活関連経路を含め、既基本構想の特定事業の進捗状況（完了を除く）及びバリアフリー部会まち歩き点検現地調査（P.15）の結果等を踏まえて設定しました。

<整備・実施時期>

短期：概ね3年以内（～2026年度）

中期：5年以内（～2028年度）

長期：6年以上（2029年度以降）

適宜実施：必要なとき（施設の更新時や研修時など）に実施する

① 公共交通特定事業

a) 公共交通特定事業の対象

公共交通特定事業を実施する箇所は、以下の特定旅客施設を対象とします。

【特定旅客施設】

J R 横浜線 相原駅

なお、上記鉄道の車両と鉄道駅を発着するバス車両は、特定車両として公共交通特定事業の対象となります。

【公共交通特定事業の対象となるバス交通】

種類	事業者名
路線バス	神奈川中央交通株式会社
町田市民バス「まちっこ」	町田市

b) 公共交通特定事業の事業内容

公共交通特定事業の内容を表8に示します。

表8 公共交通特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備時期	位置番号
交1	相原駅	券売機の改善	利用しやすい券売機への改善	東日本旅客鉄道株式会社	長期	1
交2	相原駅	ホームドアの設置	1番ホーム、2番ホームへのホームドアの設置		長期	2
交3	路線バス	バス乗降時における安全性の確保	低床バスの導入	神奈川中央交通株式会社	適宜実施 (順次導入)	—

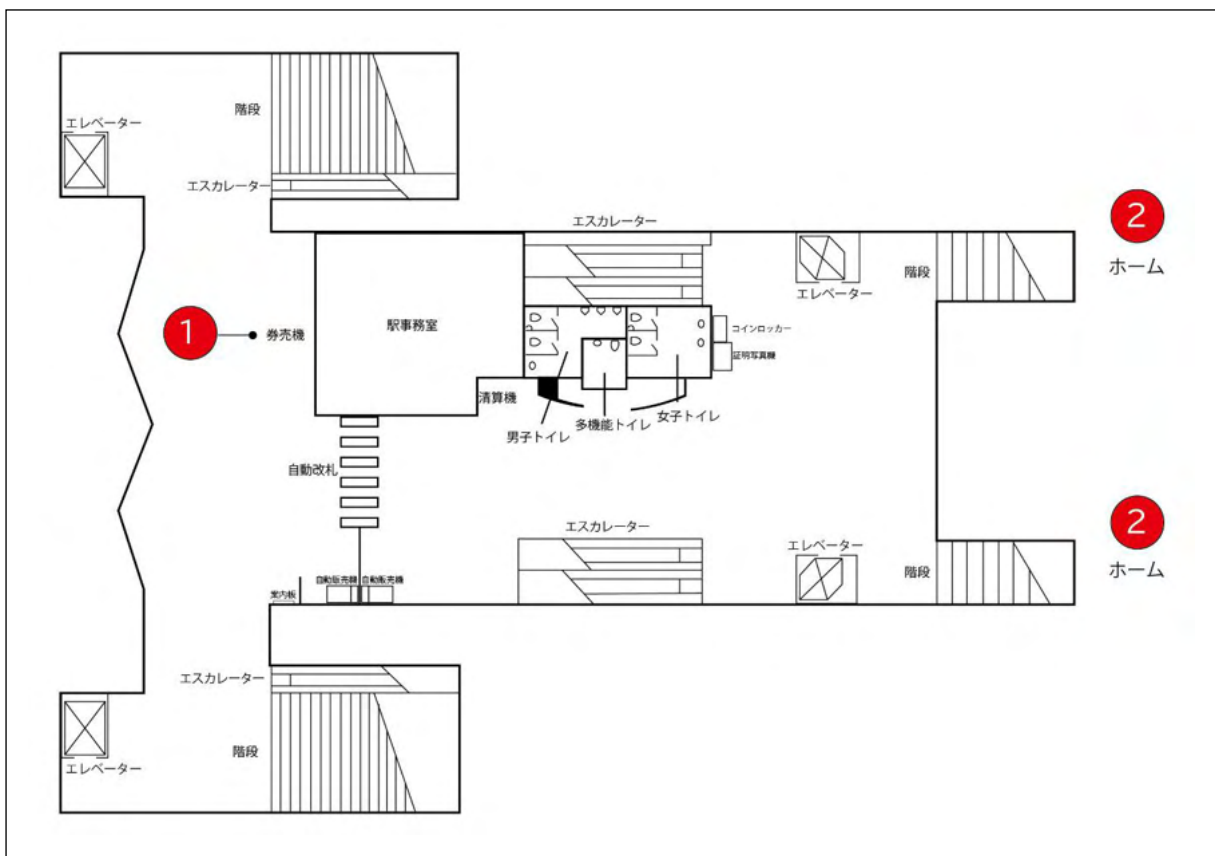


図8 事業位置・JR 横浜線相原駅（公共交通特定事業）

② 道路特定事業

道路特定事業の内容を表9に示します。

表9 道路特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備時期	位置番号
道1	町田街道 大戸踏切	踏切道における安全対策	踏切道の注意喚起及び移動方向を示すための視覚障がい者誘導用ブロックの設置	東京都	短期	1
道2	町田街道	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	歩道の巻込み部及び横断歩道部への視覚障がい者誘導用ブロックの設置		短期	2
道3	町田街道	大戸踏切の立体交差化事業に合わせたバリアフリー化	歩道の改良、視覚障がい者誘導用ブロックの設置		長期	3
道4	町田街道	案内標識の設置	車が相原駅に行くための案内標識の設置		長期	4
道5	主要区画 道路1号	相原駅東口アクセス路整備に合わせたバリアフリー化	歩道の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置	町田市	中期	5
道6	東口駅前 広場	相原駅東口駅前広場整備に合わせたバリアフリー化	歩道の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置		中期	6
道7	西口駅前 広場	エレベーターの案内の改善	エレベーターの案内板の分かりやすい位置への設置		短期	7

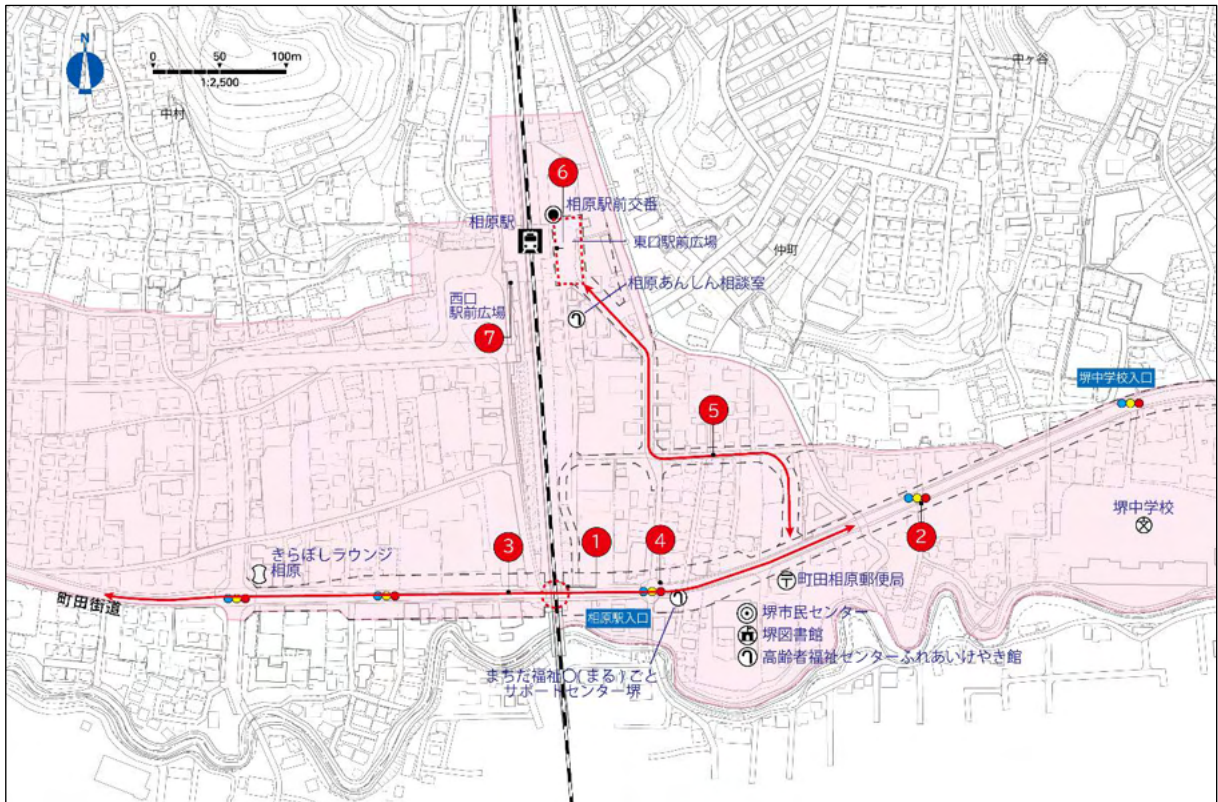


図9 事業位置 (道路特定事業)

③ 建築物特定事業

建築物特定事業の内容を表 10 に示します。

表 10 建築物特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備時期	位置番号
建 1	堺市民センター (敷地)	堺市民センター の表示の改善	車椅子使用者に分かりや すい案内表示の設置	町田市	短期	1
建 2	堺市民センター (出入口)	視覚障がい者誘 導用ブロックの 改善	視覚障がい者誘導用ブロ ックの敷設の仕方の改善 ※ソフト対策事業 No. 2 と合わせて実施		長期	2
建 3	堺市民センター (受付)	ローカウンター の改善	車椅子使用者が利用しや すいカウンターへの改修 ※ソフト対策事業 No. 3 と合わせて実施		長期	3
建 4	堺市民センター (受付)	杖ホルダーの 設置	書記台への杖ホルダーの 設置		短期	4
建 5	堺市民センター (受付)	通路上の掲示物 の整理	通行の妨げとなる掲示物 の移設、掲示方法の改善 ※ソフト対策事業 No. 2 と合わせて実施		短期	5
建 6	堺市民センター (案内)	図書館の案内の 設置	出入口付近に図書館を案 内する表示の設置		短期	6
建 7	堺市民センター (2階)	車椅子使用者 用便房の案内 の設置	車椅子使用者用便房を示 す案内表示の設置 ※ソフト対策事業 No. 7 と合わせて実施		短期	7
建 8	堺市民センター (案内)	障がい者用駐 車区画の案内 の改善	障がい者用駐車区画を案 内する表示の設置		中期	8
建 9	堺市民センター (駐車場)	障がい者用駐車 区画の路面表示 の設置	障がい者用駐車区画の路 面への「国際シンボルマー ク」の表示		中期	9
建 10	堺図書館	非常口の案内の 改善	分かりやすい非常口の案 内表示の設置		短期	10
建 11	堺図書館	非常口の段差 解消	非常口の段差解消のため の簡易スロープの設置 ※ソフト対策事業 No. 8 と合わせて実施		短期	11
建 12	相原あんしん 相談室	案内板の改善	分かりやすい施設位置を 示す案内表示の設置		短期	—

建 13	まちだ福祉〇ごとサポートセンター堺	入口扉の表示の改善	分かりやすい入口扉の開閉方法を示す表示の設置 ※ソフト対策事業 No.11と合わせて実施	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	短期	—
建 14	相原駅自由通路	エスカレーターの昇降方向を示す表示の設置	分かりやすいエスカレーターの昇降方向を示す表示の設置	町田市	短期	14
建 15	相原駅自由通路	西口駅前広場ののりば案内の改善	分かりやすいバス・タクシーのりばの表示の設置		短期	15

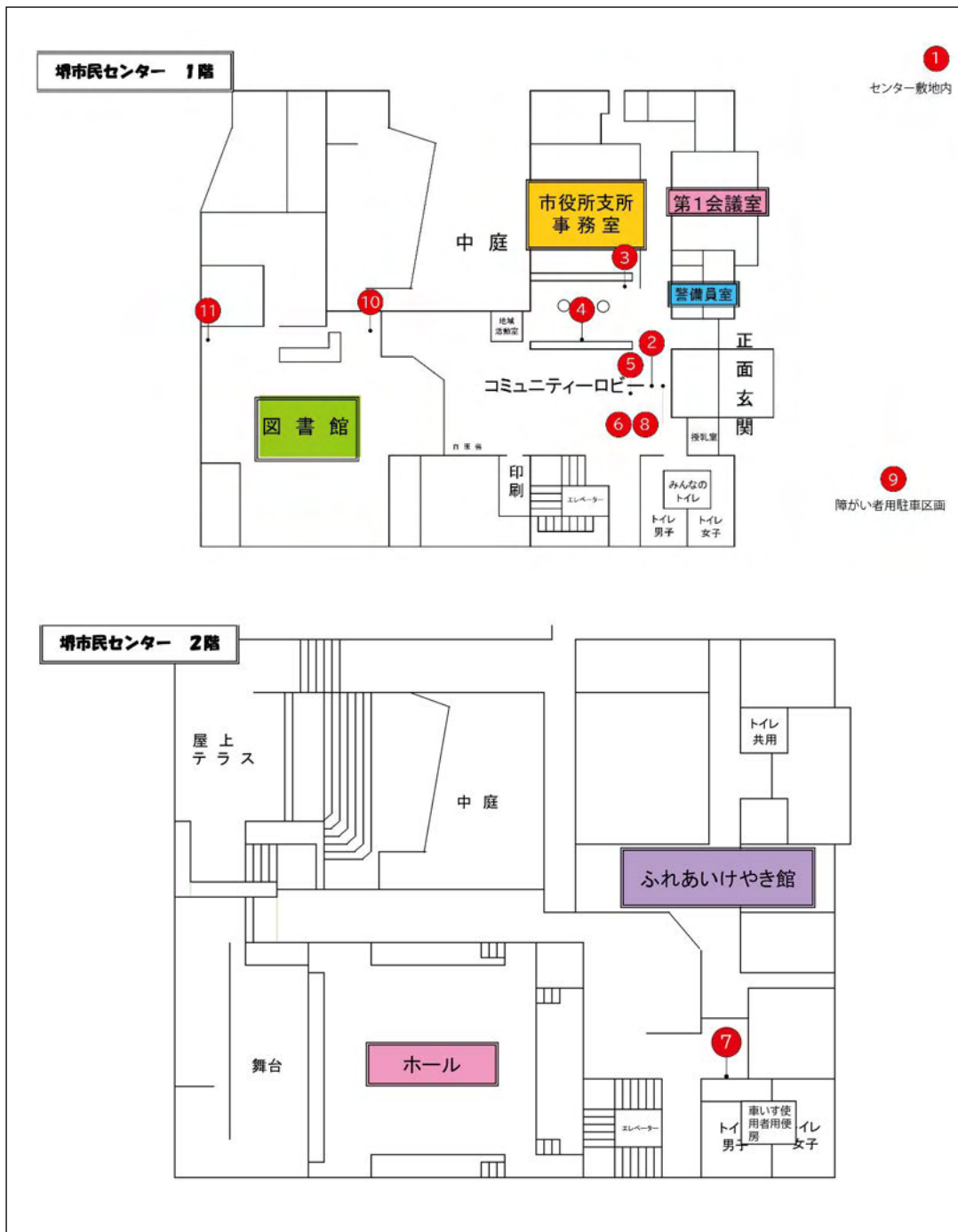


図 10 事業位置・堺市民センター（建築物特定事業）

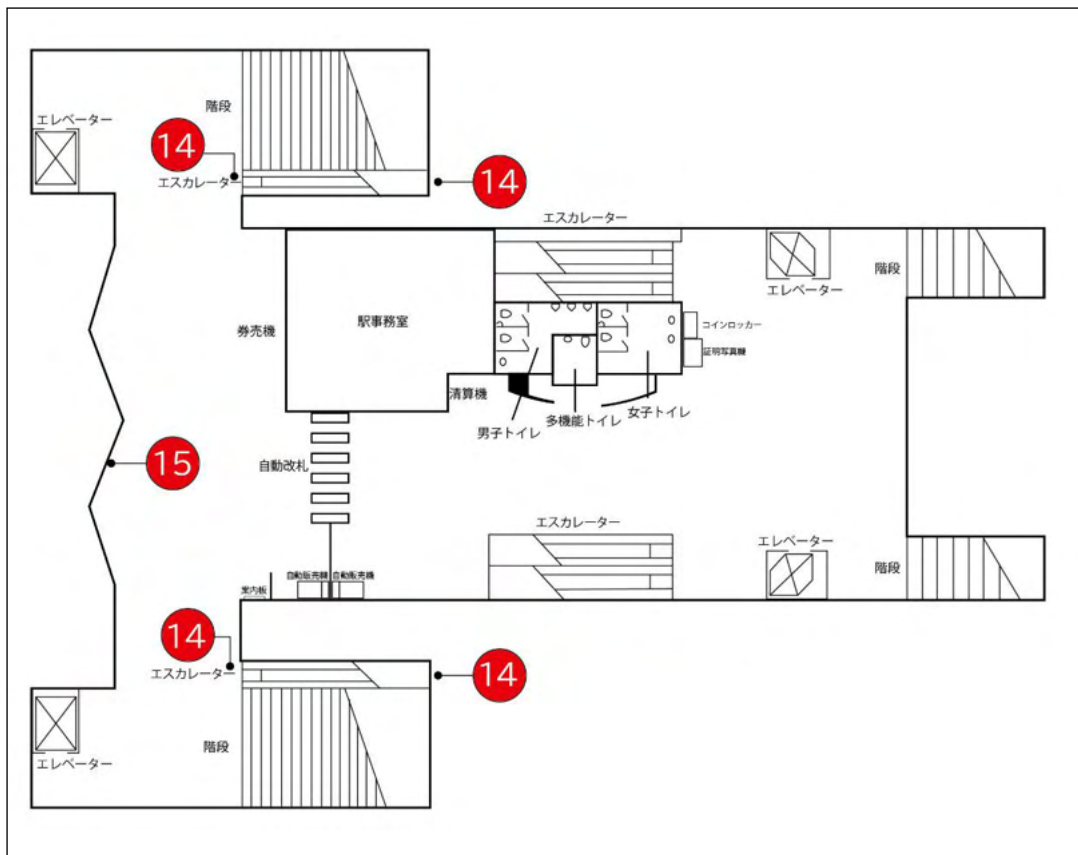


図 11 事業位置・JR 横浜線相原駅自由通路（建築物特定事業）

④ 交通安全特定事業

交通安全特定事業の内容を表 11 に示します。

表 11 交通安全特定事業

No.	対象箇所	事業内容	整備事項	実施主体	整備時期	位置番号
安 1	生活関連 経路全体	信号機のバリアフリー化	音響信号機の改良	東京都 公安委員会	適宜 実施	—
安 2	生活関連 経路全体	横断歩道を利用する視覚 障がい者の安全性向上	エスコートゾーンの整備 (必要に応じて実施)		適宜 実施	—
安 3	生活関連 経路全体	道路標識及び道路標示の 視認性向上	道路標識及び道路標示の 適切な補修(必要に応じて 実施)		適宜 実施	—
安 4	生活関連 経路全体	歩行・交通の円滑化・安全 性向上	違法駐車防止のための 事業		適宜 実施	—

※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

⑤ 教育啓発特定事業

教育啓発特定事業は、町田市が、障がい者団体、社会福祉協議会、中学校等の教育機関、関係事業者等と連携しながら、事業を進めます。

教育啓発特定事業の内容を表 12 に示します。

表 12 教育啓発特定事業

No.	事業内容	実施主体	実施時期
教 1	職員（社員）のバリアフリーの意識向上のための教育啓発	町田市	適宜実施
		東日本旅客鉄道株式会社	
		神奈川中央交通株式会社	
		町田駅周辺タクシー待機 運営協議会	
		社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	
		日本郵便株式会社 町田相原郵便局	
		株式会社きらぼし銀行	
		町田市農業協同組合	
教 2	市民への心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発	町田市	適宜実施
教 3	市立学校での心のバリアフリー教育の推進	町田市教育委員会	適宜実施

(3) ソフト対策事業

まち歩き点検現地調査で出された意見のうち、ハード面での対策は難しいものの、ソフト的な対策でバリアの解消を図る取組を「ソフト対策事業」として整理します。

ソフト対策事業は障害者差別解消法に基づく合理的配慮（P.36）として実施されるもので、必要に応じ事前に環境の整備を行った上で、提供される人的な支援等を指します。

※ハード対策とセットで実施されるソフト対策も含まれます。

※ソフト対策事業はハード対策実施後も、個別の状況や必要に応じて、適宜実施していきます。

表 13 ソフト対策事業

No.	まち歩きの意見		ソフト対策の内容	実施主体	対応する特定事業（ハード対策）
	対象箇所	意見内容			
ソ1	西口駅前広場	バスが歩道から離れて停まるため、歩道に正着してほしい。	乗務員に対し、全ての利用者が支障なく乗降できるように歩道に寄せて着車することを指導します。	神奈川中央交通株式会社	—
ソ2	堺市民センター	視覚障がい者誘導用ブロックが、敷地からセンターの案内、図書館の出入口までない。 出入口に触知図や音声案内がない。また、階段の手すりに点字がない。	視覚障がいのある方の来所を職員が可能な限り確認し、来所された際にはお声掛けし職員がご案内を行います。	町田市	建2 建5 (P.29)
ソ3	堺市民センター	ローカウンターの高さが車椅子利用者には高い。 ローカウンターの蹴込みが浅いので車椅子がカウンターに入りきらない。 ローカウンターの位置がわかりにくい。	車椅子使用者が窓口に来られた際は、職員がお声掛けし、ローカウンターをご案内するか、記載台（ロータイプ）に出向いて対応します。	町田市	建3 (P.29)
ソ4	堺市民センター	館内放送が文字で理解できるような字幕板を付けてほしい。	聴覚障がいのある方が来所された際に必要に応じ館内放送が流れた場合は、職員が内容を紙等の視覚で確認できるものに記載する等でご案内します。	町田市	—
ソ5	堺市民センター	トイレに緊急事態の情報を光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を付けてほしい。	非常時は職員が各所を見回り、来所者を安全な場所へ誘導します。	町田市	—
ソ6	堺市民センター	トイレに非常用呼出しボタンがない。	警備員が施設内を巡回する際にトイレも巡回し異常がないか確認します。	町田市	—

ソ7	堺市民センター	2階に車椅子利用者用便所が設置されているが、トイレの出入口付近から便所の場所がわかりにくい。	トイレの場所を聞かれた際には、職員がご案内を行います。	町田市	建7 (P.29)
ソ8	堺図書館	非常口に段差があり、スロープはない。介助で外に出るために、基準に満たないスロープでも介助の助けにはなるのではないかと。介助のトレーニングは受けていないとのことなので、訓練が必要だ。	職員の介助等の対応力向上を図ります。	町田市	建11 (P.29)
ソ9	相原あんしん相談室	出入口に段差があり、戸の幅が狭く、車椅子使用者が入れない。トイレはさらに狭く、段差がある。	トイレを利用する方が来所された際は、職員が車椅子を押す等の介助や、トイレが設置されている周辺施設のご案内を行います。	町田市	—
ソ10	相原あんしん相談室	視覚障がい者誘導用ブロックがなく、出入口がわからない。	事前に視覚障がいのある方の来所が把握できている場合には、職員が入口付近で待機しご案内します。	町田市	—
ソ11	まちだ福祉○ごとサポートセンター堺	視覚障がい者誘導用ブロックがなく、出入口がわからない。また、入口扉の位置がわからない。	視覚障がいのある方の来所を職員が可能な限り確認し、来所された際はお声掛けし職員がご案内を行います。	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	建13 (P.30)
ソ12	まちだ福祉○ごとサポートセンター堺	トイレにベッドがない。	ベッド利用を希望される方が来所された際は、周辺のベッドのあるトイレをご案内します。	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	—
ソ13	町田相原郵便局	書記台が高く、車椅子が机の下に入らない。	車椅子使用者や高齢者が椅子に座りながら、ひざの上で記入できるように、クリップボード等を用意します。	日本郵便株式会社	—
ソ14	きらぼしラウンジ相原	右端のATMはベルトパーテーションがあるため、車椅子の転回がしずらく、車椅子使用者は使えない。	車椅子使用者が来店の際は、職員がATMの操作等のサポートを行います。	株式会社きらぼし銀行	—
ソ15	相原駅	駅員がいない時間があり、助けが必要な場合はすぐに来てくれるのか、対応が不安だ。また、聴覚障がいのある方へはどのような対応を行うのか。	駅員がいない時間帯は、備え付けのインターホンを介してオペレーターが対応を行います。聴覚障がいのある方等、インターホンにてコミュニケーションが取れない状況が確認できた場合には、現地の駅員等に連絡を取って可能な限り対応を行います。	東日本旅客鉄道株式会社	—

【コラム：合理的配慮】

障がいのある人がない人と同等に暮らしたり働いたりといったいろいろな活動をする上で、求めがあった場合に過度な負担のない範囲で必要な変更をしたり調整したりすることです。

障害者権利条約により、合理的配慮は障がいのある人から何らかの配慮を求められた時、過度の負担のない範囲で、社会の側の責任でやらなければならないことが明確にされました。また、障害者基本法と障害者差別解消法では合理的配慮を行わないことは差別になるとされ、行政機関及び事業者に実施が義務づけられています。

※2021年に障害者差別解消法が改正され、2024年4月1日から事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。

6. バリアフリー部会でのその他意見

「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定検討にあたって開催した、学識経験者、障がい者団体、交通事業者、地域住民等で構成されている「町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会」(P.38)において、会議やまち歩き点検現地調査等を実施した際に様々な意見が出されました。

その中で、今回の改定にあたって施設等の整備の計画との兼ね合いや、土地等の権利の関係などの理由から特定事業やソフト対策事業として位置づける調整がつかなかった意見についても、今後のバリアフリー化に関する取り組みの参考となるよう以下に示します。

表 14 その他意見一覧

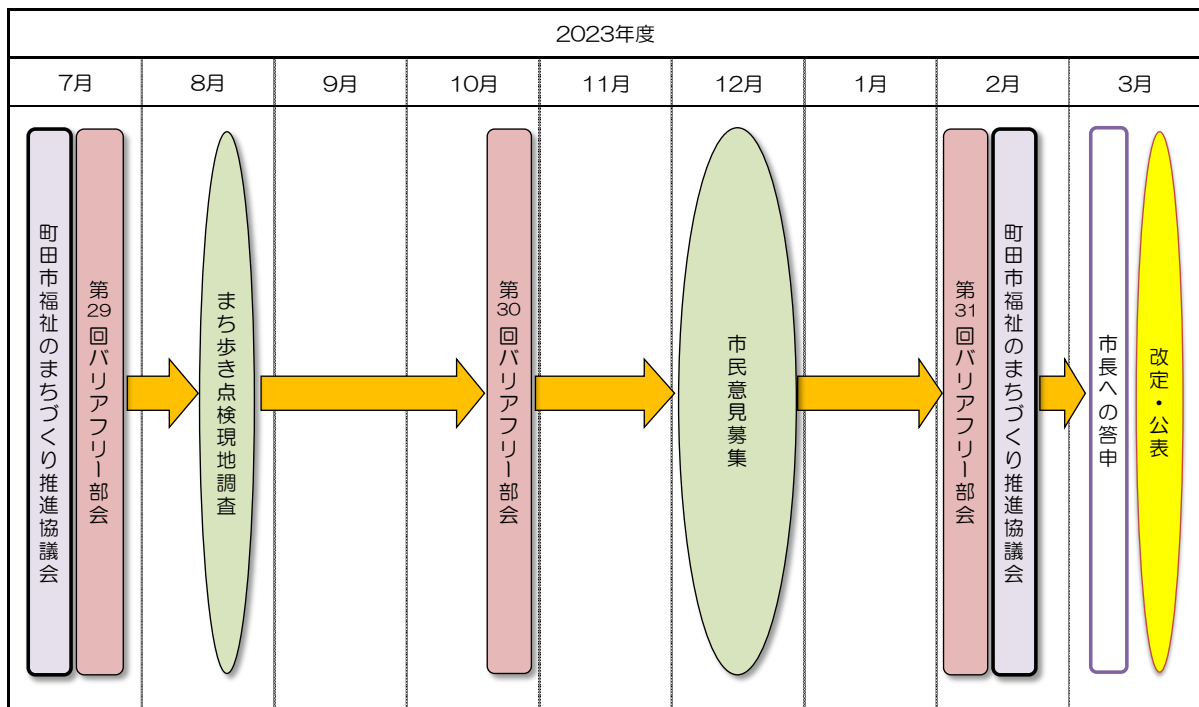
No.	まち歩きの意見	
	対象箇所	意見内容
1	相原駅	エスカレーターは上りと下りと両方あるとよい。
2		簡易式ではない、オストメイト用汚物流しを設置してほしい。
3		車椅子使用者用便房にカーテンを設置してほしい。
4		トイレにウォシュレットを設置してほしい。
5	町田街道	交差点に防護のポールがない。
6		堺中学校の通学路で歩道が非常に狭いところがあり、早急に拡張が必要だ。
7		「堺中入口」という看板があるが、はっきりと大きく「堺中学校入口」と記載してほしい。
8	駅～町田街道 (私道)	音声や視覚障がい者誘導用ブロックがないので、コンビニの位置がわからない。
9		視覚障がい者誘導用ブロックがない。
10	駅～町田街道	道が狭く、車とすれ違うのが大変なため、車両通行止めにし、通行証のある車両だけ通行できるようにすればよいのではないか。
11	西口駅前広場	西口タクシーのりばの幅を広くしてほしい。
12		西口駅前広場入口に信号がない。
13		横断歩道に歩行者が待機した時に、自動で車両用灯器が赤に変わる機器を設置してほしい。
14	堺中学校(体育館)	門から体育館(災害時に集まる場所)までの案内サインがない。
15		更衣室とトイレのサインが紛らわしく、間違えやすい。
16	相原あんしん相談室 まちだ福祉○ごと サポートセンター堺	高齢者や障がい者、まるごとと、3つ合同で一つの建物内として、近くに駐車場完備してほしい。(施設としては相原あんしん相談室とまちだ福祉○ごとサポートセンター堺)
17	まちだ福祉○ごと サポートセンター堺	駐車場が遠い。
18	町田相原郵便局	郵便局がどこかわかるように歩道沿いに看板があるとよい。
19		出入口にブロックはあるが、そこまでの視覚障がい者誘導用ブロックがないので、たどり着けない。
20	全体	道路等の事業を進めていく中で、完成までの間のバリアフリー化も進めてほしい。

7. 巻末資料

(1) 第12期町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会・部会員名簿

	バリアフリー法上の区分	バリアフリー部会員	
		所属	氏名
1	学識経験者	日本女子大学家政学部住居学科 教授	佐藤 克志
2	学識経験者	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員	川内 美彦
3	施設設置管理者(道路)	東京都 南多摩東部建設事務所 補修課長	小池 正貴
4	施設設置管理者(道路)	町田市道路部道路政策課 課長	深澤 香織
5	施設設置管理者(鉄道)	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	倉科 大地
6	施設設置管理者(バス)	神奈川中央交通株式会社運輸営業部 課長 お客様サービス担当	松本 大造
7	施設設置管理者(タクシー)	町田駅周辺タクシー待機運営協議会 会長	大庭 洋平
8	施設設置管理者(公共施設)	町田市市民部堺市民センター センター長	桑原 一貴
9	施設設置管理者(堺中学校)	町田市学校教育部施設課 課長	平川 浩二
10	公安委員会	警視庁 南大沢警察署 交通規制係 係長	戸部 広行
11	障がい者団体	町田市身体障害者福祉協会	日山 幸宏
12	障がい者団体	町田市身体障害者福祉協会	風間 幸子
13	障がい者団体	町田市聴覚障害者協会	濱口 裕子
14	障がい者団体	町田市障がい児・者「親の会」連絡会	本間 美穂
15	障がい者団体	NPO法人町田市精神障害者さるびあ会 会長理事	飯長 喜一郎
16	高齢者団体	町田市老人クラブ連合会	佐々木 幸男
17	市町村が必要と認める者 (交通バリアフリー関連)	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長	杉田 美千代
18	市町村が必要と認める者 (交通バリアフリー関連)	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	武山 信幸
19	市町村が必要と認める者 (福祉のまちづくり関連)	東京都 福祉局 生活福祉部 企画課 福祉のまちづくり担当 課長代理	川田 勝也
20	市町村が必要と認める者 (地域住民)	相原地区連合町内会 会長 都営武蔵岡自治会 会長	渡代 真知子

(2) 相原駅周辺地区バリアフリー基本構想改定検討の経過



(3) 市民意見募集結果

- ① 期 間：2023年12月7日（木）～28日（木）
- ② 閲覧場所：市庁舎、堺市民センター、中央・堺図書館など市内8か所
- ③ 件 数：24件（5名）
- ④ 内 容：

意見内容		件数
ハード 対策関連	道路	7
	駅前広場	3
	駅	2
	建築物	1
	その他	1
ソフト 対策関連	情報保障	2
	心のバリアフリーの普及啓発	1
その他		7
計		24

(4) 用語解説

バリアフリー基本構想	重点整備地区（旅客施設を中心とした地区、高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区）において公共交通機関・建築物・道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する計画
生活関連施設	高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
生活関連経路	生活関連施設相互間の経路
特定事業	バリアフリー基本構想における生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業

相原駅周辺地区バリアフリー基本構想【改定版】

発行年月	2024年3月
発行者	町田市 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 電話 042-722-3111
編集	町田市都市づくり部交通事業推進課